

全国健康保険協会船員保険協議会（第44回）

日 時：令和元年7月19日（金）14：56～16：20

場 所：主婦会館プラザエフ 7階 カトレア

出席者：江口委員、金岡委員、菊池委員、高橋委員、立川委員、田中委員、内藤委員、中出委員、長岡委員（五十音順）

議 題：

1. 平成30年度決算について
2. その他

前島船員保険部次長：

それでは、定刻より少し早いですけれども、予定の委員がお集まりになっておりますので、これより第44回船員保険協議会を開催いたします。

本日の協議会に先立ちまして、本協議会委員長を務めていただいております岩村委員長が退任をされておりますので、委員長を選任いただくまでの間、議事の進行を事務局で務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、7月1日付で厚生労働大臣から3名の委員の方が新たに任命をされておりますので、お配りしております名簿の順にご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、東京海洋大学の金岡委員でございます。

金岡委員：

東京海洋大学の金岡と申します。よろしくお願いたします。

前島船員保険部次長：

次に、日本船主協会の小山委員が任命されておりますけれども、本日、急遽ご欠席というご連絡が入っております。

次に、全日本海員組合の高橋委員でございます。

高橋委員：

海員組合の水産局長をしております高橋と申します。よろしくお願いたします。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。

本日の出席状況でございますけれども、小山委員、それから平岡委員、渡邊委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、長岡委員につきましては、所用により到着が

おくれるとの連絡をいただいておりますのでございます。

本日もオブザーバーといたしまして厚生労働省よりご出席をいただいております。7月9日付での人事異動がございまして、新たに姫野保険課長が就任されておりますので、ご紹介いたします。

姫野保険課長：

姫野でございます。よろしくお願いいたします。

前島船員保険部次長：

それでは、議事に先立ちまして委員長のご選任をいただきたく存じます。これにつきましては、船員保険法施行規則第1条第3項におきまして、委員長は互選によることとされておるところでございます。どなたかご推薦はございませんでしょうか。

では、内藤委員をお願いします。

内藤委員：

菊池委員をご推薦申し上げたいと思います。菊池委員は、これまで委員長代理として本会議委員を長きにわたりお務めいただいております。ぜひ、岩村委員長のご後任をお願いできればと思います。

以上でございます。

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。ただいま内藤委員から、菊池委員を委員長としてご推薦をいただきましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。ご異議がないようですので、菊池委員に本会議の委員長をお願いしたいと思います。

それでは、菊池委員長にご就任のご挨拶と以後の進行をお願いしたいと存じます。菊池委員長、よろしくお願いいたします。

菊池委員長：

ただいまご指名いただきました菊池でございます。前委員長の岩村先生は、中央労働委員会の会長に着任されまして、そのこともあり、ご退任されたと認識してございます。長きにわたって委員長を務められました岩村先生の後で、非常に身の引き締まる思いでございます。

ます。この船員保険の発展に向けて微力ながら努めさせていただきますので、委員の皆様のご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議題に入らせていただきますが、その前に船員保険法施行規則第1条第4項によりますと、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行うとされております。そこで、この委員長代理につきまして、中出委員にぜひお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

菊池委員長：

ありがとうございます。それでは、中出委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、事務局から本日の議題の1、平成30年度決算についてご説明をお願い申し上げます。

議題1．平成30年度決算について

前島船員保険部次長：

ありがとうございます。それでは、平成30年度の決算につきまして、資料1-1、1-2、1-3を使いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-1の裏面をご覧ください。これは決算報告書でございます。平成30年度の収支の状況につきまして、予算と決算の対比でお示しをさせていただいております。

まず、収入金額の合計でございますけれども、476億8,700万円となっております。内訳といたしまして、保険料等交付金が363億9,000万円、それから疾病任意継続被保険者の保険料が11億7,600万円、国庫補助金が28億4,400万円、国庫負担金が1億6,300万円、職務上年金給付等交付金が54億800万円、累積収支からの戻入が16億1,600万円となっております。保険料等交付金が予算額に対しまして約1億5,500万円の減となっておりますけれども、その要因といたしましては、予算時に見込んでおりました平均標準報酬月額の見込みに対しまして実績値が下回ったものでございます。

次に、支出でございます。支出の合計でございますけれども、425億2,400万円でございます。内訳といたしまして、保険給付費が259億7,600万円、拠出金等が100億3,800万円、介護納付金が30億9,400万円、業務経費が24億9,100万円、一般管理費が8億3,600万円等でございます。保険給付費が予算に対しまして約8億円と大きく下回ってございまして、こちらは予算で見込んでおりました1人当たりの医療給付費等が、実績値が下回ってしまったといったことが主な原因でございます。次に業務経費でございますけれども、予算額に対しまして約4億円のマイナスということで大きく下回っておりますけれども、主な要

因といたしまして、保健事業経費が約1億円のマイナスということで、こちらは健診の費用が予定を下回ったというのが主な要因でございます。その下の福祉事業経費が約2億円のマイナスということになっておりまして、こちらは特別支給金が主に見込みを下回ったということが要因でございます。それから、一般管理費の中の一般事務経費が予算を大きく3億円ほど下回っておりまして、これはシステム経費が予定を下回ったということでございます。

収支差でございますけれども、約51億6,300万円が黒字ということになっておりまして、この51億円につきましては累積収支に繰り入れをさせていただき予定でございます。

次に、資料1-2をご覧ください。まず、損益計算書についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、3ページ、4ページをご覧くださいと存じます。

まず、経常費用、経常収益でございます。経常費用の合計が4ページの一番上の行でございますけれども、約425億円でございます。経常収益の合計でございますけれども、3段下でございますが、約460億円ということで、経常利益が約35億円となっております。当期純利益が約35億円ということでございます。

1ページ、2ページにお戻りいただきまして貸借対照表でございます。まず、1ページが流動資産の部でございます。流動資産の合計が544億円でございます。内訳といたしまして、現金及び預金が517億円、未収入金、こちらは4月に交付を受けました保険料等交付金等でございますけれども、こちらが28億円計上しております。固定資産につきましては、内訳は記載のとおりでございます。合計金額は約1億円、資産合計が545億円となっております。

2ページが負債の部でございます。流動負債の合計が約34億円、内訳でございますけれども、未払金、これは4月にお支払いをする診療報酬や拠出金等でございます。こちらが約33億円、3行下あたりの前受収益、こちらは疾病任意継続被保険者の前納保険料が主なものですけれども、約1億円でございます。固定負債はご覧のとおりでございます。約5億円で、負債合計が39億円でございます。

次に、資産の部でございますけれども、資本金が約5億円、準備金が約467億円、先ほどの当期純利益が35億円ということで、負債・純資産合計が545億円となっております。バランスしておるという状況でございます。

次に、キャッシュフロー計算書、5ページをご覧くださいと存じます。下3行でございますけれども、資金の増加額が当期36億円でございます。期首の残高が480億円でございますので、期末の残高といたしまして517億円ということで、先ほどの現金預金の額と合致をしているという状況でございます。

6ページが利益処分に関する書類ということで、当期純利益35億円でございます。この純利益の処分を行った結果、準備金の残高は約501億円になるという状況でございます。

7ページ以降は注記事項でございます。10ページをお開きいただければと存じます。

10ページのIXの重要な後発事象ということで記載をさせていただいております。この平成30年度の損益計算書等には大きな影響は与えておりませんが、今年度、令和元年度の財務諸表等に影響があるということで、こちらに記載をさせていただいております。毎月勤労統計調査の不適切な取り扱いの影響についてということでございます。この取り扱いに関しましては、この平成31年4月10日付で関係政省令の改正が行われたことによりまして、船員保険の障害年金や遺族年金等について追加給付を行うこととなりました。全国健康保険協会では、まず、4月に現に障害年金・遺族年金を受給中の方に追加給付を約3億4,300万円お支払いしたところでございます。現在は、過去に受給をされていた方について追加給付の対象となる方についてお手紙をお出しして、ご回答いただいた方から順序お支払いをしているところでございます。なお、と書いておりますけれども、これらの追加給付に要する給付費ですとか事務費につきましては、今後、国のほうから補填を受ける予定となっております。

財務諸表については以上でございます。

次に一番下に参考資料1をご用意させていただいております、参考資料1をご覧くださいいただければと存じます。こちらは、協会の会計と国の特別会計を合わせた合算ベースの部門ごとの決算見込みでございます。こちらは平成29年度の決算額との対比になっておりまして、まず1ページ目が疾病保険分の決算見込みでございます。

まず、収入のほうですけれども、保険料収入は平成30年度約310億円ということで、平成29年度に対しまして約2億円強の増加となっております。この要因でございますけれども、備考欄に基礎係数と記載しておりますが、被保険者数は平成29年度に比べまして0.4%増、標準報酬月額につきましては0.6%増となっております、こちらが増加の主な要因となっております。収入合計といたしましては356億円でございます。

一方、支出のほうでございますけれども、保険給付費が約200億円、拠出金等が約100億円でございます。保険給付費につきましては、対前年度マイナス4億円強ということで大きく減少をしております、こちらの主な要因でございますけれども、備考欄の一番下に書いてございますとおり、加入者1人当たりの医療給付費が対前年度マイナス1.3%ということになっておりまして、詳細な分析はできておりませんが、入院等の受診率等が減少しており、加入者1人当たり医療給付費が減少しているという状況でございます。

疾病部門の収支差につきましては、単年度収支で約49億円の黒字ということで、収入は増加をいたしまして支出が減少しておりますので、7億円ほど平成29年度に比べて収支は改善をしているという状況でございます。準備金は326億円、年度末で残高がございまして、うち被保険者の負担軽減措置分が約86億円となっておりますところでございます。

裏面をご覧くださいまして、災害保健福祉保険分でございます。こちら若干でございますけれども、保険料収入は増加をしております、収入合計が約36億円、支出のほう約34億円ということで、収支差につきましては約2億円の黒字ということになっております。こちらは平成29年度に比べまして2億円ほど収支が悪化をしておりますけれども、そ

の主な要因といたしまして、「その他（業務経費・一般管理費等）」と書いてございますけれども、こちらが平成29年度に比べまして1億7,700万円ほど増加をしておるという状況でございます。この主な要因でございますけれども、平成30年度から生活習慣病予防健診は無料で受診をいただけることとしてございまして、この無料化によるものと、それによってまた受診をされた方も増加しておるということで費用がかさんでいるという状況でございます。この災害保健福祉保険分の準備金の残高、平成30年度末で約188億円ございますので、この準備金が十分あるので問題ないと考えておるところでございます。

引き続きまして、1－3でございまして、平成30年度の事業報告書案についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページ、4ページをお開きいただければと思っております。こちらに30年度の事業運営方針と総括ということで記載をさせていただいております。

まず、3ページの上段でございますけれども、30年度につきましては、こちらの基盤的保険者機能の強化、戦略的保険者機能の強化、それから組織体制の強化の3つを運営方針として掲げまして、事業運営を行ってまいったところでございます。それぞれの総括については以下に記載しているとおりでございます。

お開きいただきまして、5ページでございます。こちらからが加入者、船舶所有者の医療費の動向ということでございます。まず、加入者等の状況でございますけれども、30年度につきましても被保険者数は増加をしておりまして、4年連続の増加となっております。船舶種別ごとに今回表示をさせていただいております。汽船等につきましては25年度から増加に転じておりまして、30年度末では前年度に比べまして517名の増加ということとなっております。一方で、漁船（ろ）につきましては、引き続き減少傾向が続いております。30年度は前年度末に比べまして171人の減となっております。それから、被扶養者は引き続き減少傾向にございまして、加入者数全体としては減少をしておるという状況でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。こちらは船員保険の課題であります年齢構成について記載をしております。図表3－2にありますとおり、他の被保険者保険と比べまして、船員保険は50歳代から60歳代の被保険者にピークがあるという状況でございます。下の図表3－3のとおり、年々その傾向は解消しつつあるところでございますけれども、今後とも注視が必要だというふうに考えているところでございます。

8ページからが医療費と医療給付費等の動向でございます。図表3－4にありますとおり、医療費総額、それから医療給付費につきましては、29年度と比較いたしまして減少しているという状況でございます。加入者数も減少しておりますので、総額といたしましては減少の傾向にあったところでございますが、30年度につきましては加入者1人当たりの医療費、医療給付費につきましても減少傾向になったところでございました。

お開きいただきまして、図表3－5から3－7までにつきましては、職務外、職務上等の内訳でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、現金給付費等の動向について、でございます。11ページの図表3-8をご覧ください。こちらにつきましても、加入者が減少しておりますので、引き続き減少傾向にあるところでございますけれども、30年度特有の傾向といたしまして、高額療養費の現金給付分でございますけれども、こちらは実は増加をしております、30年度は申請勧奨に力を入れたところで給付が伸びたという状況でございます。

12ページからは上乗せ給付・独自給付、経過的な職務上の事由による給付でございます。図表3-9の上段が船員保険の独自上乗せ給付の状況でございます。徐々にですけれども、給付のほうは増加の傾向にあるという状況でございます。

それから、12ページの下が年金給付費の動向でございます、こちらは主に22年、改正前から年金給付を受けられている方々が多いところでございます、減少傾向が続いている状況でございます。

13ページはその内訳でございます、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、事業運営、活動の概況につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、基盤的保険者機能についてということでございます。こちらにつきましても、まず保険給付等業務の適正な実施でございます。まず、現金給付に関する適正な審査の実施でございますけれども、傷病手当金等の現金給付を支払う場合には、疑義がありましたらご本人に照会するなり、担当医師に照会するなりして支払いを行っております。それでも疑義がある場合には、船員保険部の審査医師にも意見を求めるなどして実施をしておるところでございます。不正の疑いのある事案につきまして実地調査もできることになっておりますけれども、船員保険につきましては、30年度は調査を必要とする申請は特になかったところでございます。

次のiii) 下船後の療養補償に関する周知ということで、船員保険独自の給付でございます下船後の療養補償でございますけれども、なかなか誤った使用が減っていないということもございまして、我々としてはチラシを作成したり、広報に掲載していただいたりして適正な給付に努めている状況でございます。

お聞きいただきまして、15ページの下段でございますけれども、効果的なレセプト点検の推進についてでございます。医療機関が請求するレセプトにつきましては、まず社会保険診療報酬支払基金において審査が行われるところでございます、その後、協会でも二次的な審査を行っております。船員保険のレセプト点検につきましては、ガバナンスを発揮してさらなる点検効果額の向上を図るために、本年1月から全てのレセプト点検業務を船員保険部に移管をさせていただいたところでございます。また、内容点検につきましては、点検員の不足に対応するために、29年11月から全て外部委託により実施をさせていただいているところでございます。30年度における加入者1人当たりの内容点検効果額につきましては102円となっております、29年度と比較いたしますと40%強の増加となっております、29年度は点検員の欠員状態が出ていたところですが、その前の年の28

年度と比較いたしましても9.7%の増となっておりますのでございます。

一方で、支払基金による内容点検効果額でございますけれども、30年度は5,500万円ということで、29年度と比較すると500万円ほど減少しているということになっております。船員保険部と合計した加入者全体の効果額については6,700万円ということで、合算したものは29年度と比較して約100万円減となっております。30年度のK P I と設定をいたしました医療費総額に占める査定率につきまして、0.35%ということになっております。一応目標は達成できたといったところでございます。

17ページをご覧ください。次に、柔道整復施術療養費等の照会業務の強化についてでございます。こちらは多部位頻回受診が行われている申請について、ご本人にご照会をさせていただいて、適正な受診に努めていただいているという状況でございます。

次に、返納金債権を防止するための保険証の回収強化、それから債権が発生した場合の債権回収業務の推進について、でございます。こちらは30年度から協会からも2週間以内に保険証の回収の催告を行うということにいたしまして、回収率がアップしております。K P I として設定いたしました資格喪失後1カ月以内の回収率でございますけれども、29年度を4.4ポイント上回っております、89%ということで目標を達成できておるといった状況でございます。

また、保険証の返却の割合が低い船舶所有者や船員保険事務組合の方にお願いの手紙を発送するなど取り組みを実施しまして、30年度全体の保険証の回収率につきましては96%ということになっております。

返納金債権が発生した場合に早期に確実な回収をしようということで、文書等によりまず催告を実施して早期回収に取り組んでいるところでございます。30年度の回収額につきましては、29年度を8,900万円ほど上回っております、30年度末の債務残高につきましては29年度を下回る1億3,800万円ということになっております。しかしながら、K P I として設定しておりました資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率につきましては、29年度を下回っております、57%ということで、こちらは目標達成に至らなかったところでございます。

18ページの下の方でございます。サービス向上のための取組でございます。船員保険におきましても、お客様満足度の調査を実施させていただいております。保険給付の支給決定通知書ですとか、保険証を発送する際に満足度のハガキを同封いたしまして実施しているところでございます。これまでの傾向でいきますと、サービス全体としての満足度につきましては、事務処理に要した期間に対する満足度が影響する傾向にあるということがわかったところでございます。

次の19ページをお開きいただきまして、給付に関する満足度につきましては、前年度に比べまして上昇しておりますけれども、保険証に対する満足度につきましては、事務処理に要した期間に対する満足度が減少しております、結果といたしましてサービス全体としての満足度も低下をしておるといった状況になっております。これはお客様が手続

を開始されてからお手元に保険証が届くまでにどうしても時間を要するという状況もございますので、日本年金機構とも連携をいたしまして、こちらの改善を検討していきたいと考えております。

20ページでございます。サービススタンダードの達成でございます。給付につきましては、30年度は99.97%ということで2件の事務処理遅延が起きてしまったということで、100%が達成できていない状況でございます。保険証の発行につきましては、全て3営業日以内に発送させていただいているという状況でございます。

次の高額療養費制度の周知でございます。船員保険におきましても、限度額適用認定証の利用促進を図っておるところでございますが、なかなか利用促進につながっていないという状況ございました。30年度につきましては、船員保険の加入者がよく利用される医療機関をお願いをいたしまして、窓口で船員保険の申請書を置いていただいて、利用を促進したといったところでございます。その結果、件数は増えたところでございますが、使用割合を目標80%と設定しておりましたけれども、結果として75.9%ということで目標達成には至らなかったといったところでございます。

下のほうでございますけれども、高額療養費が実際に未申請の方について、我々として申請勧奨をターンアラウンド方式により実施をさせていただいているところでございます。30年度は、こちらの期間を徐々に短縮いたしまして、非常に多い件数を勧奨させていただきました結果、支給割合も高くなっておりまして、これが限度額適用認定証の利用率を引き下げてしまったという結果にもあるといったところでございます。

次に、21ページでございます。こちらは職務上の事由によります休業手当金等の申請勧奨でございます。労災保険には申請されておりますけれども、船員保険には申請がない方につきまして、厚生労働省からデータをいただきまして、未請求の方に申請勧奨を行っております。休業手当金については、下の図表4-6にございますとおり266件、その他については合計で482件の申請勧奨を実施させていただいております。

22ページでございますけれども、被扶養者資格の再確認でございます。これは毎年度、船舶所有者にご協力いただきまして実施をさせていただいておりますけれども、30年度は3,760の船舶所有者に対してお願いをいたしました。回収率94.1%と29年度0.3ポイント上回っております。30年度につきましては、マイナンバーが未収集の方についてマイナンバーもあわせて収集をさせていただいたところでございます。

23ページをお開きください。こちらは福祉事業の関係でございます。無線医療助言事業、それから洋上救急医療援護事業、保養事業の関係をこちらに記載させていただいております。無線医療助言事業につきましては、独立行政法人地域医療機能推進機構の横浜保土ヶ谷中央病院、それから東京高輪病院に委託をして実施させていただいております。洋上救急医療援護事業につきましては、日本水難救済会と協力いたしまして、委託をして実施させていただいているところでございます。保養事業につきましては、主に船員保険会に委託をいたしまして実施させていただいております。件数等につきましては、図表4-

8にあるとおりでございます。旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業につきましては、その利用手続などを改善いたしまして、若干でございますけれども、利用がふえているという状況でございます。

24ページからにつきましては、決算の状況でございますので割愛をさせていただきます、29ページをご覧ください。こちらは被保険者の保険料負担軽減措置についてということで、昨年度7月から4回にわたってこの協議会でご議論をいただきまして、今後の負担軽減措置についておまとめをいただいたということをごちらに掲載させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、31ページからが戦略的保険者機能でございます。

まず、31ページ、32ページにつきましては、第2期のデータヘルス計画、それから第3期の特定健康診査等実施計画を策定したということをご記載しております。具体的な30年度の事業の中身につきましては33ページ以降になりますので、33ページからをご覧ください。

まず、特定健康診査等の推進でございます、健診につきましては30年度の目標値といたしまして、被保険者の検診受診率を40%以上、それから船員手帳健康証明データの取得を28%以上、被扶養者の健診受診率を20%以上ということで目標を定めまして、活動に取り組んできたところでございます。

2)でございますけれども、30年度から生活習慣病予防健診について無料でお受けいただけるということにさせていただいて事業実施をいたしました。あわせて健診項目の多い総合健診についても、大幅に自己負担を抑えて受診ができるように改善をさせていただいております。

3)でございますけれども、受診環境を整えるために、船員保険の健診実施機関を増やすことに努めてまいりました。30年度は100機関強増加をいたしまして、365機関になったといったところでございます。

34ページでございますけれども、4)で健診車を活用いたしました巡回健診についても実施をさせていただいております。図表4-22にございますとおり、30年度は331回巡回健診を実施させていただきました。

6)でございます、船員手帳の健康証明書データの取得ということで、生活習慣病予防健診を受診されなかった方について、この船員手帳の健康証明データをいただくようにご依頼をしているところでございます。30年度は3,034の船舶所有者にご依頼をいたしまして、結果をいただいたところでございますけれども、なかなか進まないといったところもございまして、国土交通省にお願いをいたしまして、関係団体宛てに協力するようということで事務連絡もお出しいただいたといったところでございます。

35ページをお開きいただきまして、上のほうですけれども、「以上のような取組を行った結果」といったところで、被保険者の生活習慣病予防健診の健診受診率につきましては、29年度と比較いたしまして約1,000人強増加をいたしまして、約1万5,000の方に受

診をいただきました。健診受診率も3.4ポイント増加をいたしまして、41.2%といこと
ございまして、目標が達成できているという状況でございます。

一方で、船員手帳の健康証明データでございますけれども、29年度と比較して件数は
192件ふえておりまして、取得率も0.9ポイントふえておりますけれども、結果として
25.1%ということで、目標を達成することはできなかったといったところでござい
ます。それから、被扶養者の健診の受診状況でございますけれども、こちらも29年度と比較して
1,000人強増えておりまして、5,400人強の方に受診をいただき、受診率につきましても
6.2ポイント増の25%ということで目標を達成することができております。

加入者全体の健診受診率につきましては、30年度の目標値50%ということで設定をさせ
ていただいておりますが、結果といたしまして50.8%ということで目標が達成できた
といったところでございます。

次のii)の特定保健指導の実施ということでございます。こちらは被保険者の方につき
ましましては、乗船の都合とかもありましてなかなか保健指導を受けていただけないとい
うような状況がございまして、最後の段落でございますけれども、被保険者の保健指導実施率
は8.4%と低うございます。目標18%と設定しておりましたので、目標を達成する
ことができていないといったところでございます。被扶養者につきましては、目標12%
を掲げておりましたが、実施率18.2%ということで目標が達成できておるとい
う状況でございます。

36ページの下の方からでございますが、船舶所有者と協働した加入者の健康づくり
でございます。お聞きいただきまして、37ページでございますけれども、30年度につ
きましては外部事業者の知見も活用いたしまして、コラボヘルスについて、どうい
ったことがやれるのかということ調査させていただきました。16の船舶所有者の方の
ところにもお邪魔をさせていただいて、現状把握も実施をさせていただいたところ
でございます。個別に16社訪問させていただいたところには、アドバイスもさせ
ていただいているという状況でございます。今後、具体的な内容を検討してござ
いますので、実施をしていきたいと考えております。

38ページの下の方でございますけれども、加入者の健康増進を図るための取組み
の推進でございます。まず、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子の
送付ということで、これは毎年実施をさせていただいているところ
でございますけれども、30年度につきましては38ページの下
の健康リスクと書いております、39ページにわたって4つの
リスクのある方について情報提供冊子をお送りさせていただいたところ
でございます。

39ページの下の方でございます。禁煙支援に関する情報提供等
ということで、これまでも禁煙のパフレット、リーフレットを作成
いたしまして、加入者の方に送付をさせていただいたところ
でございますけれども、なかなか喫煙率が下がらないとい
う状況でございました。そこで、30年度につきましては、
トライアル的にですけれども、スマートフォンを活用した
オンライン禁煙プログラムを実施させていただきました。6カ
月間のプログ

ラムでございまして、30年度17名の方にご参加をいただきまして、12名の方が禁煙を成功することができたといったところでございます。

40ページの下のほうですけれども、出前健康講座について30年度も実施をさせていただきました。30年度、合計32回、1,271人の方に受講いただいているといったところでございます。講座については、メタボ対策、生活習慣病予防、それからメンタルヘルス対策の3つを主にやらせていただいているところでございます。

お開きいただきまして、41ページでございます。4)でございまして、船員養成校での健康に関する特別講義の開催ということで、30年度も実施をさせていただいたところでございます。30年度は海上技術学校等に加えまして、新たに水産大学校も開催をさせていただきました、計8校で実施をさせていただいているという状況でございます。

42ページの下のほうですけれども、情報提供・広報の充実ということで、船員保険につきましては紙媒体を中心に広報で情報提供させていただいているといったところでございます。

少し飛んでいただきまして、46ページでございます。一番上でiv)でございしますが、「船員保険通信」を毎年作成しております、全船舶所有者、全被保険者の方に送付をさせていただいているところでございます。30年度も10月に全ての方にお送りをさせていただきました。その下でございすけれども、関係団体の機関誌を活用させていただいて、広報もさせていただいております。30年度につきましては、日本海事新聞、それから水産経済新聞にも定期的に広報をさせていただいたところでございます。

それから、48ページでございます。ジェネリック医薬品の使用促進でございまして、こちらは目標といたしましては調剤レセプトのみを対象としたジェネリックの使用割合を76.2%以上ということで設定しておりましたが、31年3月診療分で調剤レセプトだけですと81%ということで、目標を大きく上回ることができたといったところでございます。「また」以降に書いてございますとおり、政府目標といたしまして2020年9月までに後発医薬品の使用割合80%以上ということが目標になっております。これは全レセプトを対象とした使用割合ということでございまして、31年3月診療分で船員保険78.4%ということになっております。あと1.6ポイント上積みをするということで、取り組みを進めていきたいと考えております。

船員保険も年2回、軽減額通知を加入者の方に発送しております、次の49ページをご覧いただきますと、図表4-29のところで、これまでの軽減額通知について記載しておりますが、一番下のほう、30年度第1回目、1万5,000人強の方に軽減額通知を発送いたしまして、22.5%の方に切り替えをいただいております。2回目は1万2,000人強の方にお送りをさせていただいて、24.7%の方に切りかえをいただいたということで、単純計算ではありますけれども、1億円強の影響があったかなというふうに考えているところでございます。

50ページ以降につきましては、組織体制の強化ということで健康保険と一体として書い

ておりますので、ご説明は省略をさせていただきます。

53ページ、54ページはK P Iの一覧ということでございまして、後ほどご覧いただければと思います。

55ページをお開きいただければと思います。その他というところで、まず東日本大震災への対応といったところでございます。こちらにつきましては、原発事故に伴う避難区域に居住されていらした方で、まだ解除になっていらっしゃらない方々について一部負担の免除措置を続けさせていただいています。30年度末に8世帯、14枚の免除証明書を発行させていただいている状況でございます。

(2)で毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付についてということで記載をさせていただいております。1月に厚生労働省のほうで公表されました毎月勤労統計の関係につきまして、船員保険でも追加給付が必要になった。56ページに記載しておりますけれども、まず、年金を受給中の方について4月に6,609人の方に追加給付をお支払いしております。現在は過去に受給されていた方々につきまして、追加給付の対象となる方にお手紙を順次差し上げておまして、回答いただいた方から順次お支払いを進めているという状況でございます。

57ページ以降は決算報告書、財務諸表を添付いたしておまして、事業報告書とさせていただきます。

ご説明については以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

立川委員、お願いします。

立川委員：

無線医療助言事業についてお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

船員は、乗船前に健康証明を受けて乗船して勤務につくわけですがけれども、長い航海のうちには病気にかかったりします。そうなりますと、この事業を利用して医師からの助言を受けていくわけです。制度自体は昭和33年のILO総会における海上にある船舶に関する無線による医療助言に関する報告ということに基づきまして実施をされてきている。船員保険の中でも、船員保険法の第111条で昭和38年から船員保険会がこの無線医療事業に従事してきているという経過がございます。

そのような中で、当該事業は、船員保険会からJCHOへと移行され現在、2病院で実施されているということは、事業報告の中であつたとおりでございます。実際に無線医療

の助言を受けるに当たっては、船内においては船内の衛生管理者が患者ないしは疾病者の症状や状況を医師に伝えて、応急処置の助言を受けていくということになるわけですが、その際に、いかに専門の医師にどういう状況かを伝えるということが重要になってきますし、医師のほうはその言葉を聞いて、どう対応していくのか、的確な指示をしていくということになるわけです。

昭和38年から無線医療の事業の制度が開始され50年経過するわけですが、船員保険病院が船員保険会からJCHOに移管されていく中で、豊富な経験に基づいた医師の方もどんどん世代交代をされていく状況が出てくると思っております。そのような中で今後、新しい医師の方々においても無線医療事業を従前と同様に実施していただくためには、その機能や重要性への理解が非常に重要だと思っております。

ということになりますと、協会として今対応していただいている医療機関の医師の方々へ、制度の目的ですとか意義、それから船員の労働環境などといった情報提供、それから研修などによって無線医療事業の理解や促進を図っていくということが非常に重要ではないかと思っております。つきましては、今後、今申し上げたような活動展開をしていただけないかというのが要望でございます。そういうことが充実していきますと、船員が安心して職務を遂行できるという基盤になってきますので、よろしく申し上げます。

菊池委員長：
お願いします。

前島船員保険部次長：

ご指摘ありがとうございます。無線医療助言事業につきましては、船員の健康を守るために必要な事業だというふうに我々は理解しております、今お話しのことにつきましては、地域医療機能推進機構ともご相談しながら、我々も進めていきたいと考えております。

菊池委員長：
よろしくお願いたします。

それでは、田中委員、お願いします。

田中委員：

船員保険の事業というのは、過去の船員保険病院、すなわち無線医療事業を実施している2病院も、船員保険会のもとで運営をされておりました。要するに、船員保険の事業を船員保険会が一体的にやっていた中で円滑に運営されていたわけです。現在は、その2つの病院に船員保険協議会から業務委託をして実施されている状況です。今までは船員保険会の

もとの船員保険病院としてのベテランの先生たちがたくさんいて、船員がどういう労働環境にあって、無線医療として求められるものがどういうものかということはもう経験的にも組織的にも、また個々の先生方の力量としても十分豊富な経験がおありでした。

現在、この2病院は地域の医療機関になっていったわけですから、そういう状況で船員保険協議会として、この業務の委託を継続するというのは、単に事業を継続委託するだけだと、今言ったようなことが起きてしまうんです。当直の先生が、船員から無線医療の要請がきても、どれほど重要で、今、船の中でどんな状況なのかということを想像するだけの経験とか、そういうことをする機会がないと思いますので、今の状況でこの事業を円滑にしていくというためには、今、立川委員が申し上げたとおり、当直の医師が、そもそも船員が一体どういう環境で就労していて、無線医療事業というのが、本船から疾病、傷病が起きた状況で何を求めてきて、どうアドバイスしたらいいのか、想像できることが重要です。船舶は陸上と隔絶された状況ですから、海域がどこにあって、それならば当面の処置として、こういう処置が必要だろうとか、あるいはその海域でこうだったら、もう緊急入港しなきゃだめで、それまでの処置として、こういうことはどうだろうとか、そういうことを船員は期待して、また、そういうことが機能として今まで果たされてきているわけです。

要するに、今までは船員保険会が自主的に事業全般の中で無線医療事業を消化してきたわけですがけれども、これを一事業だけで委託事業として船員保険協議会が病院に委託をするわけですから、だとしたら、ちゃんと機能が担保できるような研修であったり、サポートであったり、あるいはそこに実際従事する医師の先生方が困らないようなマニュアル化をしていくとか、そういうことの対応をぜひお願いしたいということでもあります。

今までのことに大きく問題があるとは思っていませんけれども、船員保険病院でなくなった、JCHOのもとの病院になった状況で、どんどん船員保険を知らない先生方にご対応をお願いする中で、先んじてしっかりそういう教育なり研修なりを船員保険協議会が中心になって、要するに業務を委託する方が、そこら辺のところをしっかりとやってもらいたいし、もっと言えば、どの程度理解されていて、この事業とか対応をどういうふうにしたらいいかということをお個々の医師の先生の無線医療事業の理解度の把握をしっかりとしてもらおうとか、あるいは船会社だったらよくやると思うんですけれども、事故のシミュレーションじゃないですけれども、無線医療のシミュレーションとか、実際に急患、救急が起きたときに、どういうやりとりをするかということをお年に1回ぐらい訓練していただく。今、訓練をしているかどうかわかりませんが、経験の薄い先生方に対しては、そういう研修とか、実地のそういうものを船員保険協議会で企画立案して実施していただければ、きっとその事業に魂が入って行って、洋上で働く船員の命が救われていくと思っていますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

菊池委員長：

お願いします。

井原理事：

この無線医療助言事業の推進につきましては、円滑に進めていくためにも、JCHOの2つの病院におられる医師の処遇改善があわせて必要ではないかと考えておりました。この件についてはJCHOの本部に私のほうから要請をいたしました。今お話しいただいた点も含めまして、今後この2病院と今後のあり方の検討を進めていきたいと思っております。

その中で、先ほど立川委員が無線医療事業の実施については、ILOの勧告に基づいてやってきたということをおっしゃいましたが、2006年の海上の労働に関する条約で、2013年に日本国も批准をしております、ある意味、日本国政府として、事業の実施を条約上義務づけられているわけですので、必要があれば日本国政府、厚生労働省のほうにも協力をお願いすることがあるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

菊池委員長：

田中委員、どうぞ。

田中委員：

ぜひ国土交通省ともよく連携をしていただいで、もちろん、省との連携になると、これは船員保険協議会ではなくて、きょう、保険課長がいらしていますが、厚生労働省と国土交通省という立場ですけれども、船員保険の問題、船員の就労、健康維持に関して必要な措置について、それは横断的に話をしたり、少なくとも情報交換をしたり、そういうことをぜひやっていただいでお願ひをしたいと思います。

菊池委員長：

井原理事、どうぞ。

井原理事：

その点につきましても、私は理事を拝命いたして6カ月でございますけれども、やはり国土交通省のほうともきちんと連携しないといけないと感じているところです。私どものほうからも国土交通省にいろいろな働きかけ、厚生労働省はもちろんですけれども、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

菊池委員長：

船員労働の特殊性を踏まえた医療体制の確保というのは、事業を委託したわけなので、や

はり積極的に努力をしていかないと、それを長期的に維持していくのは難しいと私は思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにかがでしようか。ございませんでしようか。どうぞ、田中委員。

田中委員：

統計不正問題でございませけれども、これは財務的な報告と事業報告の中で出ています。これもはっきり申し上げて突然出てきた話で、この場で保険局長からも以前謝罪と対応についてお話がありました。私のほうも、その場では、要するに何が起きているのかと。間違いとか不正とか、そういうことは当然あつてはならない。信頼しているわけですから、その信頼を損なうようなことは当然やつてほしくないし、それから起きた事実は事実として明確にして、それを開示してくださいということをお願いしてきたわけです。

ですけれども、実際に出てきたものというのは、今、船員保険協議会の対応として実際の人數、あるいは金額が初めて出てきているわけですが、はっきり申し上げて、まず厚生労働省からの説明をまだ聞いていないわけですから、きょう、保険課長がいらっしゃるので、ご説明はこれからあるかどうかわかりませけれども、ご説明をしていただきたいですし、これは多分そもそも船員保険協議会で、全国健康保険協会に対して私が質問することというのはかなり事務的なことであつて、そもそも本来この中身とか、その対応については厚生労働省から説明をされるべきだというふうに、まず基本的にそういう理解をしております。

ですから、ぜひ保険課長からもきょう説明をいただけるのであれば、しっかりしていただきたいですし、まずはいい悪いというよりは、何が起きて、実際にどういふ被害といふか、過少な給付があつたのかといふことを説明してもらいたい。そして、どういふ措置をそれぞれに対して行つたのか、説明をお願いをしたいと思います。

まず、厚生労働省としての説明は当然あのときも求めて、まだ説明を受けていませないので説明をお願いしたいですし、それから船員保険協議会としては、実際に給付を実施するといふお立場でしようから、どのような情報に基づいて、どういふ措置をして、今何かその手続をするに当たつての諸問題があるとすれば、それも開示していただけるとありがたいと考えています。

菊池委員長：

いかがでしようか。

前島船員保険部次長：

まず、事務局からお答えをさせていただきます。

お手元に資料も配付をさせていただいておりますけれども、この後、議題が終わりましたら、厚生労働省のほうからのご報告をいただけると伺つておる次第でございませ。詳細

につきましては、またご質問等がありましたら我々のほうからもお答えをしたいと思います
おります。

菊池委員長：

ということで、後ほどまたご説明があるということです。

それ以外に、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、平成30年決算につきまして、本協議会として了承するということにしたいと
存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

菊池委員長：

ありがとうございます。それでは、了承したということにさせていただきます。

では、事務局から今後の手続について説明をお願いいたします。

前島船員保険部次長：

ありがとうございました。本日お諮りをいたしました平成30年度決算につきましては、7
月26日の金曜日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に承認の申
請を行うということになります。

以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。

議題2. その他

菊池委員長：

それでは、次の議題に入りたいと思います。議題の2、その他につきまして、事務局から
説明をお願いいたします。

前島船員保険部次長：

それでは、資料2をご覧くださいと思います。平成30年7月豪雨の関係の取り扱いに
ついて、でございます。この取り扱いにつきましては、一部負担免除の措置を講じてきて
おりまして、この6月30日までの措置ということでございましたけれども、被災状況に鑑
みまして、この12月31日まで延長させていただくということで取り扱わせていただきたい
と思っております、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

菊池委員長：

この件につきまして、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようでしたら、本日予定しております議題は以上でございますが、先ほどお話がございましたように、本日、厚生労働省より報告事項があると伺っております。

それでは、ご説明のほどお願いいたします。

姫野保険課長：

ありがとうございます。保険課長でございます。

まず、毎月勤労統計の誤りに伴いまして、船員保険におきましても、追加給付が必要となつてございます。船員の皆様、船主の皆様を初めとする関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしたことを改めておわび申し上げたいと思います。

その上で、先ほど田中委員からもございましたけれども、政府としての対応状況をしっかりとご説明すべきというご意見、前回もいただいておりますので、本協議会での説明ということで十分納得いただけるかどうかというところもございますけれども、我々としても、できる限り早く関係者の皆様方に現状をご説明したいと考えまして、本日ご説明の時間をいただいた次第でございます。お時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

資料、「船員保険の追加給付の状況について」というものをお配りさせていただいております。2ページ目ですけれども、毎月勤労統計調査に係る事案の概要につきましては、前回、前々回とご説明させていただいている部分もあるかと思っておりますけれども、基本的には全数調査をするとしていたところ、一部抽出調査で行っていたもの、それから統計処理として復元すべき部分を復元しなかったということで、毎月勤労統計の調査結果が異なつてしまっていたということでございます。

これに伴いまして、各種給付につきましても、この統計数値を根拠に定めていた部分がございますので、それに伴って追加給付が必要になる部分についての対応方針を3枚目に整理してございます。

基本的な考え方にございますように、国民の皆様にご不利益が生ずることがないように、平成16年以降、追加給付が必要となる時期にさかのぼって対応するというところで、具体的には対象者の特定、給付額の確定作業を早急に進めて、できるだけ速やかに順次追加給付を開始するというようにしてございます。

3番にございますように、こういった方に追加給付の対象となる可能性があるのかということでございますけれども、基本的には労災保険のスライド率というものを乗じて給付

額を算定していくわけですが、このスライド率の結果が毎月勤労統計調査によって変動していたということでございますので、改めて算定したスライド率によって必要な額を算定いたしまして、必要な方について追加給付を行うということでございます。

具体的に、どの給付が対象になるかということで、4ページ目でございますけれども、主に年金給付への影響が多うございますけれども、障害年金、遺族年金を中心に、ここに掲げておるような給付について、追加給付の必要性が発生するというところでございます。

具体的なスケジュール、次の5ページでございますけれども、現に給付を受けている方と過去に給付を受けていたけれども今はもう既に失権をしているという方と大きく2つに分けてございます。現に給付を受けている方につきましては、連絡先などを容易に把握できるということで、比較的速やかに対応ができる部分でございますが、一方で過去に給付を受けていた方につきましては、なかなか現在の連絡先が確認できないというケースもございますが、そういった方についても丁寧に確認作業を進めていかなければならないということで、2つに大きく分けて整理をしております。

船員保険につきましては、現に給付を受けている方につきましては、先ほど決算のご報告の中でもございましたけれども、4月15日に支払いを行いまして、約6,600の方につきまして基本的には全て追加のお支払いを完了したところでございます。

一方で過去に給付を受けていた方につきましては、順次連絡先を確認しつつ、4月23日以降お知らせを送付するという作業を始めてございます。そして、6月14日以降、順次判明した方から追加の給付をお支払いするという作業を進めてございます。

細かくは次の6ページでございますように、まず、現に給付を受けている約6,600の方につきまして、4月15日付で全てお支払いをしております。ただし、一部※印に書いておりますように、労災保険の上乗せ給付に該当する部分のみ受給している方につきましては、労災保険との調整が必要になってまいりますので、労災保険の支給状況を見ながら追加でお支払いをしていくということになります。

そして、次のページが過去に給付を受けていた方についての追加給付ですが、推計で約4,500の方でございますが、その中で現時点で約1,400の方につきまして、連絡先を確認して通知をお送りできているところでございます。そのうち、連絡がとれて確認がとれた方から順次お支払いしているところでございます。

最後のページ、8ページになりますけれども、これまでのところの追加給付の支給実績を整理しております。3番目にあります船員保険のところですが、繰り返しになりますが、現に受給中の方6,600人につきましては4月15日で全員に対してお支払いを終えたところでございます。また、過去に受給していた方につきましては、今200の方に6月14日の時点でお支払いをしております。さらに、この図には出ておりませんが、7月の段階でもさらに追加で200名程度の方に追加の給付を行っておりまして、今後、できるだけ速やかに対象となる方を確定して、お支払いをしていきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、何かご質問等はありませんでしょうか。

田中委員、お願いします。

田中委員：

ありがとうございます。もちろん、初めて見る書類ですから、ちょっと漏れがあるかもしれませんが、何点か確認をしたいんです。まず、今ご説明があった中で、現状で給付を受けている対象者というのは約6,600名で、この方に対しての遡及の清算というか、支給というのは既に完了したということでよいのかどうなのか、まず確認をしたいと思います。

姫野保険課長：

現に受給中の方につきましては、労災保険の上乗せ給付だけという方についてはまだ若干残っていらっしゃるかもしれませんが、それ以外の方については全て完了しているということでございます。

田中委員：

その労災だけの方というのは人数は少ないんですかね。

姫野保険課長：

今、正確な人数は手元にはございませんけれども、極めて少ない人数でございます。

田中委員：

わかりました。そうすると、それは計算でき次第、その方々の給付も完了するので、現在給付を受けている方についてはもう全て清算は完了するという理解でよろしいですかね。

姫野保険課長：

基本的には労災のほうで支給が進めば、順次終了するかと思っております。

田中委員：

わかりました。そうすると、過去に給付を受けていた方の遡及の調査と支払いということが残されるということだと理解しますけれども、その方が推計で4,500人ということなので、想像するに、これは個人を特定するのにまだ時間がかかるのかどうなのか。それか

ら、対象者の確定がそもそもできるのかどうか。できてから住所の調査とか、そういうことの見込みとか、それから、これは支払いをしなければいけない金額は実際幾らぐらいなのか。その辺のところもまだわかっていないのか、わかっているのか、その辺はいかがですかね。

姫野保険課長：

過去に給付を受けていた方につきましても、約4,500名の方が対象になるだろうとは把握しておりますが、一番難しいのは、住民基本台帳のデータなどを用いまして、今どこにお住まいになるのかとか、そういったことを確認しながら、ご本人としっかり連絡をとらせていただく、そこが一番難しいところになるかと思えますけれども、それが確認できれば速やかに、額自体は基本的にはわかりますので、まず連絡をとるとというのが一番難しいところかと思っております。

実際に追加で支払われる額ですけれども、これは全体をひくくめるための数字になるかと思えますけれども、当初平均すると15万円程度というふうなことでございましたけれども、実際に今お支払いしておりますものを見ますと、平均しますと17万円を少し超える程度の額ということで、当初の予想よりも少し多い額になっております。

田中委員：

17万円……。

姫野保険課長：

はい。

田中委員：

わかりました。今、例えば17万円ぐらいだとか、それからこの今説明された資料の中に書かれていないようなところが、私がもし船員で現場にいて思えば、こういうのを見れば見るほど、また疑問が湧いてくるわけですね。ですから、きっちりやっつけているんでしょうけれども、こういったことが起きたわけですから、そこがわかるようなところを情報開示していただきたいんです。だから、今のお話だと、過去に給付を受けた方も約4,500名ですけれども、これも人も額も確定は間もなくできるという理解でよろしいんですかね。実際の給付は、本人がどこにいらっしゃるかということを確認するのがこれからの作業として残る、こういう理解でよろしいですか。

姫野保険課長：

全体、対象になる方が何名いらっしゃるかということは、こちらでもともと持っているデータで確認できますので、そういった意味では、そこは確定できるかと思えます。ですの

で、繰り返しになりますけれども、4,500名の方が対象になって、そのうち、きちっと連絡がついてお支払いする手続に入れる方をできるだけふやしていくというのがこれからの作業になっていくかと思っております。

また、ご指摘いただきましたような情報開示の仕方、個々人の方には正確に、どれだけ追加給付があるのかということも含めてしっかりとお知らせしながら進めていきたいと思っておりますし、また全体の進捗状況なども含めて、できるだけクリアにわかるような情報開示を進めていきたいと思っております。

田中委員：

わかりました。ですので、個々人の給付額とか、そんなことを開示してくださいと言っているんじゃないけれども、例えば今言った過去に給付を受けていた方が何名、何名というのは約何名ではなくて、多分何名とはっきり確定しているとしたら、例えば4,530名だったら4,530名で、そして総額は幾らだとか、それも多分1円単位でぴしっとあるはずですよ。だとしたら、そういうものをきっちりと開示していただければ、その中の一人に私は該当しているんだということが想像できるわけですね。あるいは自分の家族が、そこに該当しているとか、そういうことがわかるわけです。

それから、実際に対象者をこれからひもづけというか、調査をしていく中で、いろんな情報をやりとりする中で、どうも対象になるんじゃないかとか、いろんな話をする中で、できるだけそういうことはわかりやすくしていってもらいたいし、何となく統計間違いじゃなくて統計不正だと。それはルールにのっとったやり方でやらなかったから不正ということですけども、やっぱり厚生労働省、国のやることなのでもう全く信頼し切っているわけですよ。そういう中で起きた事案なので、個人情報とはまた別の意味で、やはりできるだけ精緻な数値をどんどん開示して行って、そして給付の状況も開示をしていっていただくということをぜひお願いしたいと思います。

それから、今の説明でよくわかりましたけれども、この説明は船員保険協議会の場で前回あって、また、きょう船員保険協議会の場でありました。これがもっと頻回にあれば、それでもいいと思うんですけども、それまで待つんじゃないくて、情報について、そのために別途委員会を開けとは言いませんけれども、公式な場を何か、公式な話として説明をしていただいて、船員の代表、あるいは事業者の代表に、公式な説明をどこかの場でしていただいて、そうすれば、雇用している船員、あるいは我々の組合員、現場の船員にいろんな媒体を使って広報して、問題が起きたけれども、今こういう対応をしていて、今後はこういう問題がないんだということをしっかりと説明していきたいと思います。

これまたしつこいですけども、船乗りですから沖にいますので、テレビとかは全然見られませんので、情報がわからないんです。ですから、船員保険協議会、厚生労働省、あるいは所属する組合とか、そういうところからの広報誌しか情報がないわけですから、ぜひ情報開示は適時行っていただいて、今の給付も6月に200名、さらに7月に200名という

ことで、どんどん所在が判明していっているということも何となくわかりますので、そういう情報開示をぜひお願いをしたいと思います。

では、引き続き、調査、対応して、適時情報について開示をしていただけるという理解をいたします。できるだけ速やかに全員に、過去の方も給付が完了するまで、しっかり責任を持って対応していただくことをお願いしておきたいと思います。

姫野保険課長：

ご指摘ありがとうございます。本日は、これまでは、どれぐらいの方について、いつごろ追加支給できるかというのがまだ不透明な中で、1月、3月とご説明させていただいておりましたけれども、今回ある程度既に追加支給もできたというタイミングで1つの節目だと思われましたので、こういった場で直接ご説明をする機会をいただけたこと、大変ありがたく思っております。

ご指摘のとおり、できるだけ迅速にデータなども含めてしっかりとお伝えしていくということは大事だと思っておりますので、どういうお伝えの仕方がいいのかということはよくよく検討しながら、しっかりと情報をお伝えできるようにしていきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

菊池委員長：

よろしいでしょうか。ということで、今後とも情報開示の内容、それから方法も含めて、引き続き、この場も含めてお考えいただきたいということで、私からもお願い申し上げます。

ほかにはございませんか。

どうぞ、高橋委員。

高橋委員：

1点教えていただきたいんですが、現在、毎月勤労統計の集計値というものをを用いて労災のいわゆるスライド率というものを出す、ということが記載をされておりますけれども、今後もこのスライド率というのは同様の方法で算出をしていく、という理解でよろしいのか、ちょっと教えていただければなと思います。

姫野保険課長：

基本的には、スライド率につきましては賃金に連動して考えないといけませんので、そういった意味では、この基幹統計を使っていくということにはなろうかと思えます。

ただ、一方で、先ほど来も出ていましたけれども、こういった非常に重要な数値、みんなが信頼して当然間違っているはずがないと思っていた数字について誤りがあったということは、これはもう繰り返してはなりませんので、そういった意味で再発防止というもの

は、これは政府を挙げて検討してございます。厚生労働省だけではなくて、統計全般を所管する総務省、そういったところも含めて対応を検討しておりまして、そういった意味では統計についての機能を政府全体で強化する、そういったことも対策をとりながら、引き続きこういった数字の精査をしていきたいと思っております。

菊池委員長：

高橋委員、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようでしたら、以上をもちまして本日予定した議題は全て終了いたしました。

それでは、次回の日程につきまして事務局から説明をお願いいたします。

前島船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましては、11月ころに来年度の保険料率の方向性等についてお諮りをしたいと考えております。詳細な日程につきましては、各委員とご調整させていただきまして、後日またご連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

菊池委員長：

それでは、本日はお忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第44回船員保険協議会を閉会いたします。（了）